

防災気象情報発表時の対応について

気象警報が発表された時、本校では次のように対応しますのでお知らせします。

- 1 登校前に「警戒レベル3相当（大雨、土砂災害）以上」又は「気象等（暴風）の特別警報又は警報」（以下、「警戒レベル等」と言います。）が発表された場合 6時30分の時点で、「呉市」に「警戒レベル等」が発表されている場合は、「臨時休校」とします。

※ 台風接近時かどうかによる対応の違いはありません。

※ 「警戒レベル等」は、午前6時30分の時点で「広島・呉」や「広島県南部」ではなく、「呉市」に「警報レベル等」が発表された場合とします。

※ 河川氾濫、高潮、波浪、大雪、暴風雪の気象警報は、本校状況から原則臨時休業の対象になりません。

※ 臨時休校等について「メール配信システム（tetoru）」での連絡、及び本校ホームページに掲載します。（翌日の授業等については、臨時休校当日の午前中には「メール配信システム（tetoru）」で連絡します。）

- 2 6時30分より後から登校時刻（8時15分）までに「警戒レベル等」が発表された場合

自宅にいる場合は「臨時休校」とします。

なお、登校中又は登校している場合は、「学校待機」とし、保護者に迎えに来ていただきます。

また、保護者の迎えが困難な場合は、気象状況を見ながら、教職員の見守り体制の下、集団下校をする場合もあります。

※ この場合は、「警戒レベル等」及び児童の登校状況等に応じ、学校対応等の具体について、「メール配信システム（tetoru）」で連絡をします。

- 3 始業時刻（8時15分）より後に「警戒レベル等」が発表された場合

原則、「警戒レベル等」が解除されるまでは、学校待機となります。

なお、下校時刻の時点で解除されない場合は、保護者に迎えに来ていただきます。ただし、保護者の迎えが困難な場合は、気象状況を見ながら、教職員の見守り体制の下、集団下校をする場合もあります。

（学校対応等については、「メール配信システム（tetoru）」で連絡をします。）

- 4 想定外の気象状況等が発生し、登校等に支障をきたす場合

想定外の気象状況等が発生し登校等に支障をきたし、「臨時休校」等が適当と判断した場合は、「メール配信システム（tetoru）」等で、「臨時休校」等について連絡します。